

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（東部建設事務所管内）規約  
新旧対照表

改正（案）	現行
<p>第 1 条～第 4 条（略）</p> <p>（協議会の実施事項）</p> <p>第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有</p> <p>2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難情報等の発令に資する情報提供</p> <p>3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項</p> <p>第 6 条～第 12 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成 29 年 2 年 8 日から施行する。</p> <p>平成 30 年 2 月 7 日 一部改正</p> <p>令和元年 6 月 13 日 一部改正</p> <p>令和 2 年 3 月 10 日 一部改正</p> <p>令和 2 年 6 月 25 日 一部改正</p> <p><u>令和 年 月 日 一部改正</u></p> <p>別表 1～2（略）</p> <p>別表 3</p> <p>広島県土木建築局道路河川管理課長</p> <p>広島県土木建築局河川課長</p> <p>広島県東部建設事務所次長（技術）</p> <p>広島県東部建設事務所三原支所次長（技術）</p> <p>三原市危機管理監危機管理課長</p> <p>三原市建設部土木整備課長</p> <p>尾道市総務部総務課長</p> <p><u>尾道市建設部維持修繕課長</u></p>	<p>第 1 条～第 4 条（略）</p> <p>（協議会の実施事項）</p> <p>第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>1 現状の水害リスク情報及び各構成員が実施している現状の減災に係る取組状況等の共有</p> <p>2 県管理河川の流域ごとに、水位情報に加え、避難勧告等の発令に資する情報提供</p> <p>3 その他、広島県管理河川の氾濫に関する減災対策において必要な事項</p> <p>第 6 条～第 12 条（略）</p> <p>附 則</p> <p>本規約は、平成 29 年 2 年 8 日から施行する。</p> <p>平成 30 年 2 月 7 日 一部改正</p> <p>令和元年 6 月 13 日 一部改正</p> <p>令和 2 年 3 月 10 日 一部改正</p> <p>令和 2 年 6 月 25 日 一部改正</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>別表 1～2（略）</p> <p>別表 3</p> <p>広島県土木建築局道路河川管理課長</p> <p>広島県土木建築局河川課長</p> <p>広島県東部建設事務所次長（技術）</p> <p>広島県東部建設事務所三原支所次長（技術）</p> <p>三原市危機管理監危機管理課長</p> <p>三原市建設部土木整備課長</p> <p>尾道市総務部総務課長</p> <hr style="border: 1px solid red;"/>

福山市総務局総務部参与 福山市建設局建設管理部建設政策課長 府中市危機管理監 府中市建設部土木課長 世羅町総務課長 神石高原町総務課長 中国地方整備局福山河川国道事務所副所長 広島地方気象台防災管理官  (オブザーバー) 広島県危機管理課 中国地方整備局河川部	福山市総務局総務部参与 福山市建設局建設管理部建設政策課長 府中市危機管理監 府中市建設部土木課長 世羅町総務課長 神石高原町総務課長 中国地方整備局福山河川国道事務所副所長 広島地方気象台防災管理官  (オブザーバー) 広島県危機管理課 中国地方整備局河川部
---	---